

## ア 市計画・区計画・地区別計画の関係

- 横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成し、合わせて社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画と位置づけます。
- 政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービス提供や区民ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区計画を策定し、区の特性に合った取組を進めています。
- さらに、地域の生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期から全区で地区別計画を策定・推進しています。

|        | 市 計 画   | 区 計 画   |   |
|--------|---|---|---|
|        |   | 区(全体)計画   | 地区別計画   |
| 位置づけ   | 基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画   | 区の特性に合った、区民に身近な中心的計画  | 地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザと協働して策定する計画  |
| 盛り込む内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組</li> <li>・区計画を進めるために必要な市や市社協による支援策、区域で解決できない課題に対する市域での取組</li> <li>・市民の活動の基盤整備に関する取組</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉保健に関する区の方針</li> <li>・地区別計画の活動を支える取組</li> <li>・区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組</li> <li>・地域の生活課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支えあいや健康づくりの取組</li> <li>・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組</li> </ul> |